

流山市民活動推進センター運営管理業務委託

募集概要（案）

※本案は、検討段階のものであり、内容が担保されるものではありません。

募集スケジュール

日程	内容
告示日【9月上旬】 （募集要項等の配布は1か月間）	実施要領、仕様書の公表
告示日から2週間後	事業者公募説明会
告示日から3週間以内	質疑受理期間
質疑受付締切日から10日以内	質疑回答（ホームページ公表）
告示日から1か月半後	参加表明受理期限
告示日から2か月後	プレゼンテーション
告示日から2か月半後	審査結果通知
告示日から3か月後【12月上旬】	契約

※日程については上記より遅れる場合があります。

申請要件

1 申請者

法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する共同事業体（以下、「JV」という。）。

2 応募資格

次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とします。

※JVの場合は構成するすべての事業者が対象となります。ただし、

（2）についてのみ、構成する団体のいずれかが満たしていればよいものします。

【資格基準】

- (1) 本事業の目的を理解し、法人等であること。
- (2) 協働事業に関する実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第15号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申し立てがなされている者（構成または再生の手續開始の決定がなされている者を除く）でないこと。
- (5) 国税、県税又は市税を滞納していない者。
- (6) 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行使の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

3 申請（応募書類）

本プロポーザルに参加する意思のある法人等は、「流山市市民活動推進センター運営管理業務委託公募型プロポーザル参加表明書」（以下、「参加表明書」という。）と必要な資格審査書類を提出してください。なおJVでの応募の場合は、「共同事業体の結成に関する申請書」を提出し、取りまとめする事業者の設定をしてください。

4 提案書等の作成及び提出

プロポーザルへの参加が決定した事業者は、「提案書」「事業者概要」並びに「見積書」を作成の上、プレゼンテーションの実施前までに市へ提出してください。

5 プロポーザルに関するプレゼンテーション

次により事業者は提出した提案書に基づくプレゼンテーションを行います。

- (1) 説明時間は15分以内とし、質問時間を10分程度設け、合計25分程度とする。
- (2) 説明は提出済みの提案書を基に説明すること。なお、パソコン及びプ

ロジェクターを用いた説明も可とする。

6 選定方法

プレゼンテーション等を行った後、事業者から提出された提案書等の内容を、プロポーザル審査会が総合的に評価した上で、提案内容が最も優位な事業者を第1優先交渉権者として選定します。

また、審査結果は市のホームページで公表します。なお公表にあたっては、募集者及び契約者名のみとし、評価点数は公表しません。

7 留意事項

- (1) 1申請者につき、当該業務に対する事業提案は1案とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、軽微な修正の場合は、この限りではありません。
- (3) 申請書類に虚偽の申請があった場合は、失格とします。
- (4) 公募参加を辞退する場合には、事前に市と協議した上で指示に従ってください。
- (5) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (6) 本プロポーザルでの提案書等については、プロポーザル審査会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。
- (7) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

【本募集概要に関する問い合わせ】

流山市市役所市民生活部コミュニティ課 コミュニティ係
住 所 〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
電 話 04-7150-6076
E-Mail komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp